

別表第 8 (第 6 条関係)

## 県北広域本部本部組織

部	課	分掌事務
総務部	総務振興課	<p>1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関すること。</p> <p>2 広報及び広聴に関すること。</p> <p>3 公印に関すること。</p> <p>4 職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>5 経理に関すること。</p> <p>6 文書に関すること。</p> <p>7 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>8 財産の管理に関すること。</p> <p>9 広域本部内の連絡調整に関すること。</p> <p>10 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。</p> <p>11 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室、総務部（本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務を除く。）、企画振興部及び商工観光労働部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	収税課	<p>1 県税の徴収に関すること。</p> <p>2 県税の納税証明に関すること。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（課税課の分掌事務を除く。）に関すること。</p>
	課税課	県税（個人県民税の均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関すること。
	玉名総務課	<p>1 玉名総務課及び水産課に係る広報及び広聴に関すること。</p> <p>2 玉名総務課及び水産課の公印に関すること。</p> <p>3 玉名総務課及び水産課の職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>4 玉名総務課及び水産課の経理に関すること。</p> <p>5 玉名総務課及び水産課の文書に関すること。</p> <p>6 玉名総務課及び水産課の財産の管理に関すること。</p>
保健福祉環境部	総務企画課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関すること。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、本庁健康福祉部及び環境生活部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	福祉課	<p>1 地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>2 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>3 介護老人保健施設の指導監査に関すること。</p> <p>4 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。</p> <p>5 社会福祉協議会に関すること。</p> <p>6 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>7 特別児童扶養手当に関すること。</p>

農林水産部	農業普及・振興課	8 障害福祉施策の推進及び総合調整に関すること。
		<p>1 農林業に関する施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関すること。</p> <p>3 農業委員会に関すること。</p> <p>4 農地法の施行に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るもの除く。）。</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るもの除く。）。</p> <p>6 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部団体支援課、経営局及び生産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
農地整備課		<p>1 土地改良事業に関すること。</p> <p>2 農地海岸に関すること。</p> <p>3 国土調査法の規定による地籍調査に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部農村振興局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
林務課		<p>1 林業及び木材産業の振興に係る企画及び総合調整に関すること（阿蘇市及び阿蘇郡の区域に係るもの除く。）。</p> <p>2 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部森林局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
水産課		<p>1 水産業の振興に関すること。</p> <p>2 水産業関係団体の指導に関すること。</p> <p>3 水産物に関すること。</p> <p>4 渔船及び遊漁船業に関すること。</p> <p>5 養殖業に関すること。</p> <p>6 渔場環境の保全に関すること。</p> <p>7 水産技術の普及及び指導に関すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部水産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
土木部	技術管理課	<p>1 建設工事の技術指導及び管理に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事務（落札者決定基準に係るもの除く。）。</p> <p>3 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関する事務。</p> <p>4 地域振興局土木部に属しない工事又は事業の技術に関する事務。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関する事務。</p>

別表第 9 (第 79 条関係)

県北広域本部玉名地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	<p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する事務。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事務。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関する事務。</p>

		<p>4 地域振興局の公印に関するこ</p> <p>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関するこ</p> <p>6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関するこ</p> <p>7 地域振興局の文書に関するこ</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関するこ</p> <p>9 地域振興局の財産に関するこ</p> <p>10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関するこ</p> <p>11 地域振興局内の調整に関するこ</p> <p>12 選挙及び直接請求に関するこ</p> <p>13 災害対策基本法の施行に関するこ</p> <p>14 消防（危険物に関するこを除く。）及び消防団に関するこ</p> <p>15 文化行政に係る施策の調整に関するこ</p> <p>16 商工業の振興に関するこ</p> <p>17 労働に係る関係機関との連携及び支援に関するこ</p> <p>18 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関するこ</p> <p>19 男女共同参画社会形成の促進に関するこ</p> <p>20 各地方支出機関の会計事務の指導に関するこ</p> <p>21 県税の収納に関するこ</p> <p>22 納税証明に関するこ</p>
保健福祉環境部	総務福祉課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関するこ</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関するこ</p> <p>3 災害救助に関するこ</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関するこ</p> <p>5 交通安全対策に関するこ</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関するこ</p> <p>7 消費生活に関するこ</p> <p>8 地域福祉施策の推進及び調整に関するこ</p> <p>9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関するこ</p> <p>10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関するこ</p> <p>11 行旅病人及び行旅死亡人に関するこ</p> <p>12 児童福祉法第46条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関するこ</p> <p>13 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関するこ</p> <p>14 認可外保育施設の調査等に関するこ</p> <p>15 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関するこ</p> <p>16 国民健康保険に関するこ（保健事業に係るものを除く。）</p> <p>17 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関するこ</p>

	<p>と。</p> <p>18 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>19 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>20 その他社会福祉に関すること。</p> <p>21 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p>
衛生環境課	衛生環境施策の推進に関すること。
保健予防課	<p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p>
農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</li> <li>(2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。</li> <li>(3) 肥料及び農用地土壤の適切な管理に関するこ</li> </ul> <p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) グリーン農業の推進に関すること。</li> <li>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</li> <li>(6) 農地集積対策に関すること。</li> <li>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関するこ</li> </ul> <p>と（當農類型及び農業経営改善計画に関するこ</p> <p>とに限る。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 担い手育成対策に関するこ（補助金交付事</li> </ul> <p>務を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 新規就農確保対策に関するこ（補助金交付事</li> </ul> <p>務を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 企業の農業参入促進に関するこ（補助金交</li> </ul> <p>付事務を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(11) 経営体育成支援に関するこ（補助金交付事</li> </ul> <p>務を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(12) 農村景観保全対策に関するこ（補助金交付事</li> </ul> <p>務を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(13) 食育の推進に関するこ（補助金交付事務を</li> </ul> <p>除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関するこ</li> </ul> <p>と（補助金交付事務を除く。）。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関するこ。</p> <p>4 農業金融に関するこ。</p> <p>5 農業改良助長法第12条第2項各号に掲げる事務</p> <p>に関するこ。</p> <p>6 農林部内の調整に関するこ。</p>
農地整備課	<p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関するこ</li> </ul> <p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 換地に関するこ。</li> <li>(3) 関係機関等との協議に関するこ。</li> </ul> <p>2 土地改良区等の指導監督に関するこ。</p> <p>3 防災事業に関するこ。</p> <p>4 災害復旧事業に関するこ。</p> <p>5 農村の総合的な整備に関するこ。</p> <p>6 農地・水保全管理支払事業に関するこ。</p>
林務課	1 林業及び木材産業の振興に関するこ。

		<p>2 林業技術についての普及及び指導に関すること。</p> <p>3 造林及び間伐に関すること。</p> <p>4 林道事業に関すること。</p> <p>5 木材の需要拡大に関すること。</p> <p>6 緑化の推進に関すること。</p> <p>7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。</p> <p>8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。</p> <p>9 林業金融に関すること。</p> <p>10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。</p> <p>11 災害復旧に関すること。</p> <p>12 森林の保全に関すること。</p> <p>13 治山事業に関すること。</p> <p>14 県有林に関すること。</p> <p>15 自然環境の保全に関すること。</p> <p>16 野生生物の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>17 自然公園に関すること。</p> <p>18 観光施設の整備に関すること。</p>
土木部	技術管理課	<p>1 建設業者の実態調査に関すること。</p> <p>2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。</p> <p>4 凈化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 4 号に該当するものをいう。）に関すること。</p> <p>6 土木部内の調整に関すること。</p>
	景観建築課	<p>1 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。</p> <p>3 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5) 及び(6) の審査及び指導に関すること。</p> <p>4 建築士に関すること。</p> <p>5 建築に関すること。</p> <p>6 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>7 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。</p> <p>8 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>9 宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事の規制に関すること。</p> <p>10 営繕に関すること。</p> <p>11 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。</p> <p>12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するものをいう。）に関すること。</p> <p>13 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定に</p>

	する建築物に係る地球温暖化対策に関すること。 用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
用地課	
工務課	<p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。</p>
維持管理課	<p>1 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関すること。</p> <p>2 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること。</p> <p>3 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関すること。</p> <p>4 道路、河川、海岸、港湾、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること。</p> <p>5 港湾施設の使用に関すること。</p> <p>6 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。</p> <p>7 屋外広告物の取締りに関すること。</p> <p>8 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。</p> <p>9 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関すること。</p> <p>10 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。</p> <p>11 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。</p> <p>12 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。</p> <p>13 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 15 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>14 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>15 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>16 水防に関すること。</p> <p>17 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。</p> <p>18 道路の巡視に関すること。</p> <p>19 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。</p>

## 別表第 10 (第 89 条関係)

県北広域本部鹿本地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	<p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関するここと。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関するここと。</p> <p>4 地域振興局の公印に関するここと。</p> <p>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関するここと。</p> <p>6 地域振興局及び保健所の経理に関するここと。</p> <p>7 地域振興局の文書に関するここと。</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関するここと。</p> <p>9 地域振興局の財産に関するここと。</p> <p>10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関するここと。</p> <p>11 地域振興局内の調整に関するここと。</p> <p>12 選挙及び直接請求に関するここと。</p> <p>13 災害対策基本法の施行に関するここと。</p> <p>14 消防（危険物に関することを除く。）及び消防団に関するここと。</p> <p>15 火薬類に関するここと。</p> <p>16 文化行政に係る施策の調整に関するここと。</p> <p>17 商工業の振興に関するここと。</p> <p>18 労働に係る関係機関との連携及び支援に関するここと。</p> <p>19 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関するここと。</p> <p>20 男女共同参画社会形成の促進に関するここと。</p> <p>21 各地方支出機関の会計事務の指導に関するここと。</p> <p>22 県税の収納に関するここと。</p> <p>23 納税証明に関するここと。</p>
保健福祉環境部	総務福祉課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関するここと。</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関するここと。</p> <p>3 災害救助に関するここと。</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関するここと。</p> <p>5 交通安全対策に関するここと。</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関するここと。</p> <p>7 消費生活に関するここと。</p> <p>8 地域福祉施策の推進及び調整に関するここと。</p> <p>9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関するここと。</p> <p>10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関するここと。</p> <p>11 行旅病人及び行旅死亡人に関するここと。</p> <p>12 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関するここと。</p>

		<p>1 3 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>1 4 認可外保育施設の調査等に関すること。</p> <p>1 5 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。</p> <p>1 6 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>1 7 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。</p> <p>1 8 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>1 9 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 0 その他社会福祉に関すること。</p> <p>2 1 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p>
	衛生環境課	衛生環境施策の推進に関すること。
	保健予防課	<p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p>
農林部	農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</li> <li>(2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。</li> <li>(3) 肥料及び農用地土壤の適切な管理に関すること。</li> <li>(4) グリーン農業の推進に関すること。</li> <li>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</li> <li>(6) 農地集積対策に関すること。</li> <li>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（當農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。</li> <li>(8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> </ul> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農業改良助長法第12条第2項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>6 農林部内の調整に関すること。</p>
	農地整備課	<p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。</li> </ul>

		<p>(2) 換地に関すること。</p> <p>(3) 関係機関等との協議に関すること。</p> <p>2 土地改良区等の指導監督に関すること。</p> <p>3 防災事業に関すること。</p> <p>4 災害復旧事業に関すること。</p> <p>5 農村の総合的な整備に関すること。</p> <p>6 農地・水保全管理支払事業に関すること。</p>
	林務課	<p>1 林業及び木材産業の振興に関すること。</p> <p>2 林業技術についての普及及び指導に関すること。</p> <p>3 造林及び間伐に関すること。</p> <p>4 林道事業に関すること。</p> <p>5 木材の需要拡大に関すること。</p> <p>6 緑化の推進に関すること。</p> <p>7 特用林産物及び樹芸綠化木に関すること。</p> <p>8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関するこ と。</p> <p>9 林業金融に関すること。</p> <p>10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関するこ と。</p> <p>11 災害復旧に関すること。</p> <p>12 森林の保全に関すること。</p> <p>13 治山事業に関すること。</p> <p>14 県有林に関すること。</p> <p>15 自然環境の保全に関すること。</p> <p>16 野生生物の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>17 自然公園に関すること。</p> <p>18 観光施設の整備に関すること。</p>
土木部	技術管理課	<p>1 建設業者の実態調査に関すること。</p> <p>2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関するこ と。</p> <p>3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法 律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届 出に関するこ と。</p> <p>4 凈化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関するこ と。</p> <p>5 開発行為等の規制に関するこ と。</p> <p>6 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関するこ と。</p> <p>7 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋 外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び (6)の審査及び指導に関するこ と。</p> <p>8 建築士に関するこ と。</p> <p>9 建築に関するこ と。</p> <p>10 優良宅地及び住宅の認定に関するこ と。</p> <p>11 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関するこ と。</p> <p>12 公営住宅等の中間検査に関するこ と。</p> <p>13 営繕に関するこ と。</p> <p>14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定 に基づく建築物に係る措置等に関するこ と。</p> <p>15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 の規定による分別解体等に関するこ と。</p> <p>16 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定に よる建築物に係る地球温暖化対策に関するこ と。</p> <p>17 土木部内の連絡調整に関するこ と。</p>

用地課	用地の取得及び地上物件等の補償に関する事。
工務課	<p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関する事。</p>
維持管理課	<p>1 道路敷及び河川敷の占使用に関する事。</p> <p>2 河川敷の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事。</p> <p>3 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関する事。</p> <p>4 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事。</p> <p>5 屋外広告物の取締りに関する事。</p> <p>6 車両制限令の規定による車両の通行に関する事。</p> <p>7 道路法第 24 条及び河川法第 20 条の規定による承認に関する事。</p> <p>8 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事。</p> <p>9 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関する事。</p> <p>10 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関する事。</p> <p>11 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 13 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。</p> <p>12 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>13 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>14 水防に関する事。</p> <p>15 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関する事。</p> <p>16 道路の巡視に関する事。</p> <p>17 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事。</p>

## 別表第 11（第 99 条関係）

県北広域本部菊池地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	<p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する事。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関する事。</p> <p>4 地域振興局の公印に関する事。</p>

		<p>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関すること。</p> <p>7 地域振興局の文書に関すること。</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>9 地域振興局の財産に関すること。</p> <p>10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関すること。</p> <p>11 地域振興局内の調整に関すること。</p> <p>12 選挙及び直接請求に関すること。</p> <p>13 災害対策基本法の施行に関すること。</p> <p>14 消防（危険物に関する除く。）及び消防団に関すること。</p> <p>15 火薬類に関すること。</p> <p>16 文化行政に係る施策の調整に関すること。</p> <p>17 商工業の振興に関すること。</p> <p>18 労働に係る関係機関との連携及び支援に関すること。</p> <p>19 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関すること。</p> <p>20 男女共同参画社会形成の促進に関すること。</p> <p>21 各地方支出機関の会計事務の指導に関すること。</p>
保健福祉環境部	総務企画課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。</p> <p>3 災害救助に関すること。</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関すること。</p> <p>5 交通安全対策に関すること。</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関すること。</p> <p>7 消費生活に関すること。</p> <p>8 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p>
	福祉課	<p>1 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るもの除外。）に関すること。</p> <p>3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>4 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>5 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。</p> <p>6 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>7 認可外保育施設の調査等に関すること。</p> <p>8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。</p> <p>9 国民健康保険に関する事（保健事業に係るもの除外。）。</p> <p>10 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。</p>

		<p>1 1 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>1 2 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>1 3 その他社会福祉に関すること。</p>
	衛生環境課	衛生環境施策の推進に関すること。
	保健予防課	<p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p>
農林部	農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</li> <li>(2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。</li> <li>(3) 肥料及び農用地土壤の適切な管理に関すること。</li> <li>(4) グリーン農業の推進に関すること。</li> <li>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</li> <li>(6) 農地集積対策に関すること。</li> <li>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（當農類型及び農業経営改善計画に関するに限る。）。</li> <li>(8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> </ul> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農業改良助長法第12条第2項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>6 農林部内の調整に関すること。</p>
	農地整備課	<p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるものの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。</li> <li>(2) 換地に関すること。</li> <li>(3) 関係機関等との協議に関すること。</li> </ul> <p>2 土地改良区等の指導監督に関すること。</p> <p>3 防災事業に関すること。</p> <p>4 災害復旧事業に関すること。</p> <p>5 農村の総合的な整備に関すること。</p> <p>6 農地・水保全管理支払事業に関すること。</p> <p>7 菊池台地土地改良課に関すること（菊池台地土地改良課の所掌に係る事務を除く。）。</p>

菊池台地土地改良課	1 菊池台地地域における県営土地改良事業等の実施に関すること。 2 国営菊池土地改良事業との総合調整に関すること。
林務課	1 林業及び木材産業の振興に関すること。 2 林業技術についての普及及び指導に関すること。 3 造林及び間伐に関すること。 4 林道事業に関すること。 5 木材の需要拡大に関すること。 6 緑化の推進に関すること。 7 特用林産物及び樹芸綠化木に関すること。 8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。 9 林業金融に関すること。 10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。 11 災害復旧に関すること。 12 森林の保全に関すること。 13 治山事業に関すること。 14 県有林に関すること。 15 自然環境の保全に関すること。 16 野生生物の保護及び狩猟に関すること。 17 自然公園に関すること。 18 観光施設の整備に関すること。
土木部	技術管理課 1 建設業者の実態調査に関すること。 2 建設業法第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。 3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。 4 凈化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 4 号に該当するものをいう。）に関すること。 6 土木部内の調整に関すること。
	景観建築課 1 開発行為等の規制に関すること。 2 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。 3 路外駐車場に関すること。 4 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。 5 建築士に関すること。 6 建築に関すること。 7 優良宅地及び住宅の認定に関すること。 8 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。 9 公営住宅等の中間検査に関すること。 10 営繕に関すること。 11 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく建築物に係る措置等に関すること。 12 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等（建設工事に係る資材の再

		資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するものをいう。) に関すること。 1 3 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。
用地課		用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
工務課		1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。） 2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。）。 3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事。 4 建設工事の受託施行に関する事。 5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関する事。
維持管理課		1 道路敷及び河川敷の占使用に関する事。 2 河川敷の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事。 3 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関する事。 4 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事。 5 屋外広告物の取締りに関する事。 6 車両制限令の規定による車両の通行に関する事。 7 道路法第 24 条及び河川法第 20 条の規定による承認に関する事。 8 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事。 9 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関する事。 10 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関する事。 1 1 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 1 3 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。 1 2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。）。 1 3 建設工事の受託施行に関する事。 1 4 水防に関する事。 1 5 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関する事。 1 6 道路の巡視に関する事。 1 7 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事。

## 別表第 12 (第 115 条関係)

県北広域本部阿蘇地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する事。

		<p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関すること。</p> <p>4 地域振興局の公印に関すること。</p> <p>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関すること。</p> <p>7 地域振興局の文書に関すること。</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>9 地域振興局の財産に関すること。</p> <p>10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関すること。</p> <p>11 地域振興局内の調整に関すること。</p> <p>12 選挙及び直接請求に関すること。</p> <p>13 災害対策基本法の施行に関すること。</p> <p>14 消防（危険物に関する事を除く。）及び消防団に関すること。</p> <p>15 火薬類に関すること。</p> <p>16 文化行政に係る施策の調整に関すること。</p> <p>17 商工業の振興に関すること。</p> <p>18 労働に係る関係機関との連携及び支援に関すること。</p> <p>19 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関すること。</p> <p>20 男女共同参画社会形成の促進に関すること。</p> <p>21 各地方支出機関の会計事務の指導に関すること。</p> <p>22 県税の収納に関すること。</p> <p>23 納税証明に関すること。</p>
保健福祉環境部	総務福祉課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。</p> <p>3 災害救助に関すること。</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関すること。</p> <p>5 交通安全対策に関すること。</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関すること。</p> <p>7 消費生活に関すること。</p> <p>8 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>11 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>12 児童福祉法第46条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。</p> <p>13 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>14 認可外保育施設の調査等に関すること。</p>

		<p>1 5 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。</p> <p>1 6 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>1 7 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。</p> <p>1 8 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>1 9 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 0 その他社会福祉に関すること。</p> <p>2 1 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p>
	衛生環境課	衛生環境施策の推進に関すること。
	保健予防課	<p>1 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>2 食生活及び食育に関すること。</p>
農林部	農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</li> <li>(2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。</li> <li>(3) 肥料及び農用地土壤の適切な管理に関すること。</li> <li>(4) グリーン農業の推進に関すること。</li> <li>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</li> <li>(6) 農地集積対策に関すること。</li> <li>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関すること（営農類型及び農業経営改善計画に関することに限る。）。</li> <li>(8) 担い手育成対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(9) 新規就農確保対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(10) 企業の農業参入促進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(11) 経営体育成支援に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(12) 農村景観保全対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(13) 食育の推進に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> <li>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関すること（補助金交付事務を除く。）。</li> </ul> <p>3 農業関係団体の指導に関すること。</p> <p>4 農業金融に関すること。</p> <p>5 農地法の施行に関すること。</p> <p>6 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。</p> <p>7 農業改良助長法第12条第2項各号に掲げる事務に関すること。</p> <p>8 農林部内の調整に関すること。</p>
	農地整備課	<p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関すること。</li> </ul>

		<p>(2) 換地に関すること。</p> <p>(3) 関係機関等との協議に関すること。</p> <p>2 土地改良区等の指導監督に関すること。</p> <p>3 防災事業に関すること。</p> <p>4 災害復旧事業に関すること。</p> <p>5 農村の総合的な整備に関すること。</p> <p>6 農地・水保全管理支払事業に関すること。</p>
	林務課	<p>1 林業及び木材産業の振興に関すること。</p> <p>2 林業技術についての普及及び指導に関すること。</p> <p>3 造林及び間伐に関すること。</p> <p>4 林道事業に関すること。</p> <p>5 木材の需要拡大に関すること。</p> <p>6 緑化の推進に関すること。</p> <p>7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。</p> <p>8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関するこ と。</p> <p>9 林業金融に関すること。</p> <p>10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関するこ と。</p> <p>11 災害復旧に関すること。</p> <p>12 森林の保全に関すること。</p> <p>13 治山事業に関すること。</p> <p>14 県有林に関すること。</p> <p>15 自然環境の保全に関すること。</p> <p>16 野生生物の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>17 自然公園に関すること。</p> <p>18 観光施設の整備に関すること。</p>
土木部	技術管理課	<p>1 建設業者の実態調査に関すること。</p> <p>2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関するこ と。</p> <p>3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関するこ と。</p> <p>4 凈化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関するこ と。</p> <p>5 開発行為等の規制に関するこ と。</p> <p>6 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関するこ と。</p> <p>7 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋 外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び (6)の審査及び指導に関するこ と。</p> <p>8 建築士に関するこ と。</p> <p>9 建築に関するこ と。</p> <p>10 優良宅地及び住宅の認定に関するこ と。</p> <p>11 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関するこ と。</p> <p>12 公営住宅等の中間検査に関するこ と。</p> <p>13 営繕に関するこ と。</p> <p>14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定 に基づく建築物に係る措置等に関するこ と。</p> <p>15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 の規定による分別解体等に関するこ と。</p> <p>16 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定に よる建築物に係る地球温暖化対策に関するこ と。</p> <p>17 土木部内の連絡調整に関するこ と。</p>

用地課	用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
工務第一課	<p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事並びに平成 24 年 7 月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る改良復旧建設工事を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事（平成 24 年 7 月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る国費又は県費による補助工事を除く。）の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関すること。</p>
工務第二課	<p>1 建設工事（平成 24 年 7 月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る建設復旧改良工事に限る。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 平成 24 年 7 月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p>
維持管理課	<p>1 道路敷及び河川敷の占使用に関すること。</p> <p>2 河川敷の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること。</p> <p>3 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関すること。</p> <p>4 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること。</p> <p>5 屋外広告物の取締りに関すること。</p> <p>6 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。</p> <p>7 道路法第 24 条及び河川法第 20 条の規定による承認に関すること。</p> <p>8 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。</p> <p>9 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。</p> <p>10 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。</p> <p>11 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 13 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>12 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>13 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>14 水防に関すること。</p> <p>15 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。</p>

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | 16 道路の巡視に関すること。<br>17 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。 |
|--|--|--|

別表第 13 (第 125 条関係)

県南広域本部本部組織

部	課	分掌事務
総務部	総務振興課	<p>1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関すること。</p> <p>2 広報及び広聴に関すること。</p> <p>3 公印に関すること。</p> <p>4 職員の人事及び服務に関すること。</p> <p>5 経理に関すること。</p> <p>6 文書に関すること。</p> <p>7 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>8 財産の管理に関すること。</p> <p>9 広域本部内の連絡調整に関すること。</p> <p>10 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。</p> <p>11 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室、総務部（本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務を除く。）、企画振興部及び商工観光労働部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	収税課	<p>1 県税の徴収に関すること。</p> <p>2 県税の納税証明に関すること。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたもの（課税課の分掌事務を除く。）に関すること。</p>
	課税課	県税（個人県民税の均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関すること。
保健福祉環境部	総務企画課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関すること。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、本庁健康福祉部及び環境生活部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	福祉課	<p>1 地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>2 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>3 介護老人保健施設の指導監査に関すること。</p> <p>4 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。</p> <p>5 社会福祉協議会に関すること。</p> <p>6 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>7 特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>8 障害福祉施策の推進及び総合調整に関すること。</p>
農林水産部	農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関すること。</p>

		<p>3 農業委員会に関すること。</p> <p>4 農地法の施行に関すること。</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。</p> <p>6 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部団体支援課、経営局及び生産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	農地整備課	<p>1 土地改良事業に関すること。</p> <p>2 農地海岸に関すること。</p> <p>3 国土調査法の規定による地籍調査に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部農村振興局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	林務課	<p>1 林業及び木材産業の振興に係る企画及び総合調整に関すること（人吉市及び球磨郡の区域に係るもの を除く。）。</p> <p>2 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部森林局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	水産課	<p>1 水産業の振興に関すること。</p> <p>2 水産業関係団体の指導に関すること。</p> <p>3 水産物に関すること。</p> <p>4 游漁船及び遊漁船業に関すること。</p> <p>5 養殖業に関すること。</p> <p>6 漁場環境の保全に関すること。</p> <p>7 水産技術の普及及び指導に関すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部水産局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
土木部	技術管理課	<p>1 建設工事の技術指導及び管理に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ と（落札者決定基準に係るもの を除く。）。</p> <p>3 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。</p> <p>4 地域振興局土木部に属しない工事又は事業の技術に関すること。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>

別表第 14 (第 135 条関係)

県南広域本部八代地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	<p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関するこ と。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、 調整並びに推進に関すること。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関すること。</p> <p>4 地域振興局の公印に関すること。</p> <p>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関するこ と。</p> <p>6 地域振興局、保健所、福祉事務所及び氷川ダム管 理所の経理に関するこ と。</p>

		<p>7 地域振興局の文書に関すること。</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関すること。</p> <p>9 地域振興局の財産に関すること。</p> <p>10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関するこ と。</p> <p>11 地域振興局内の調整に関すること。</p> <p>12 選挙及び直接請求に関すること。</p> <p>13 災害対策基本法の施行に関すること。</p> <p>14 消防（危険物に関するこ除く。）及び消防 団に関すること。</p> <p>15 文化行政に係る施策の調整に関すること。</p> <p>16 商工業の振興に関すること。</p> <p>17 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する こと。</p> <p>18 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連 絡調整に関すること。</p> <p>19 男女共同参画社会形成の促進に関すること。</p> <p>20 各地方支出機関の会計事務の指導に関するこ と。</p>
保健福祉環境部	総務企画課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関 すること。</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関するこ と。</p> <p>3 災害救助に関すること。</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への 参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及 び推進に関すること。</p> <p>5 交通安全対策に関すること。</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関すること。</p> <p>7 消費生活に関すること。</p> <p>8 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p>
	福祉課	<p>1 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知 的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連 絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るもの除 く。）に関すること。</p> <p>3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関 すること。</p> <p>4 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>5 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設 (保育所に限る。) の最低基準実施の監督等に関す ること。</p> <p>6 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会 福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>7 認可外保育施設の調査等に関すること。</p> <p>8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにそ の償還に関すること。</p> <p>9 国民健康保険に関するこ（保健事業に係るもの を除く。）。</p> <p>10 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関するこ と。</p> <p>11 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配 偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関 すること。</p> <p>12 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p>

		1 3 その他社会福祉に関すること。 衛生環境施策の推進に関すること。
	衛生環境課	1 地域保健施策の推進に関すること。 2 食生活及び食育に関すること。
	保健予防課	試験検査施策の推進に関すること。
	試験検査課	
農林部	農業普及・振興課	1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。 (2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。 (3) 肥料及び農用地土壤の適切な管理に関するこ と。 (4) グリーン農業の推進に関すること。 (5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係 に限る。）に関すること。 (6) 農地集積対策に関すること。 (7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関するこ （當農類型及び農業経営改善計画に関するこ に 限る。）。 (8) 担い手育成対策に関するこ（補助金交付事 務を除く。）。 (9) 新規就農確保対策に関するこ（補助金交付 事務を除く。）。 (10) 企業の農業参入促進に関するこ（補助金交 付事務を除く。）。 (11) 経営体育成支援に関するこ（補助金交付事 務を除く。）。 (12) 農村景観保全対策に関するこ（補助金交付 事務を除く。）。 (13) 食育の推進に関するこ（補助金交付事務を 除く。）。 (14) 環境保全型農業直接支払対策に関するこ （補助金交付事務を除く。）。
		3 農業関係団体の指導に関するこ。 4 農業金融に関するこ。 5 農業改良助長法第 12 条第 2 項各号に掲げる事務 に関するこ。 6 農林部内の調整に関するこ。
	農地整備課	1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるも の (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関するこ と。 (2) 換地に関するこ。 (3) 関係機関等との協議に関するこ。 2 土地改良区等の指導監督に関するこ。 3 防災事業に関するこ。 4 災害復旧事業に関するこ。 5 農村の総合的な整備に関するこ。 6 農地・水保全管理支払事業に関するこ。
	林務課	1 林業及び木材産業の振興に関するこ。 2 林業技術についての普及及び指導に関するこ。 3 造林及び間伐に関するこ。 4 林道事業に関するこ。 5 木材の需要拡大に関するこ。 6 緑化の推進に関するこ。

		<p>7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。</p> <p>8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関するこ と。</p> <p>9 林業金融に関すること。</p> <p>10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関するこ と。</p> <p>11 災害復旧に関すること。</p> <p>12 森林の保全に関すること。</p> <p>13 治山事業に関するこ と。</p> <p>14 県有林に関するこ と。</p> <p>15 自然環境の保全に関するこ と。</p> <p>16 野生生物の保護及び狩猟に関するこ と。</p> <p>17 自然公園に関するこ と。</p> <p>18 観光施設の整備に関するこ と。</p>
土木部	技術管理課	<p>1 建設業者の実態調査に関するこ と。</p> <p>2 建設業法第 1 条第 2 項及び第 3 項の規定による 届出に関するこ と。</p> <p>3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法 律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届 出に関するこ と。</p> <p>4 凈化槽法第 3 条第 3 項の規定による届出に関する こ と。</p> <p>5 開発行為等の規制に関するこ と。</p> <p>6 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する こ と。</p> <p>7 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋 外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び (6)の審査及び指導に関するこ と。</p> <p>8 建築士に関するこ と。</p> <p>9 建築に関するこ と。</p> <p>10 優良宅地及び住宅の認定に関するこ と。</p> <p>11 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する こ と。</p> <p>12 公営住宅等の中間検査に関するこ と。</p> <p>13 営繕に関するこ と。</p> <p>14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定 による建築物に係る措置等に関するこ と。</p> <p>15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 の規定による分別解体等に関するこ と。</p> <p>16 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定に よる建築物に係る地球温暖化対策に関するこ と。</p> <p>17 土木部内の連絡調整に関するこ と。</p>
		用地の取得及び地上物件等の補償に関するこ と。
	工務課	<p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交 通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事 を除く。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調 整、調査、設計及び監督に関するこ と。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ と（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する こ と。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関するこ と。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に 関するこ と。</p> <p>6 八代北部流域下水道の建設、維持管理及び関連公</p>

	7 五木ダムに係る建設工事の調査、設計及び監督に関すること。
維持管理課	<p>1 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域及び一般海域の占使用に関すること。</p> <p>2 河川敷、海岸保全区域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関すること。</p> <p>3 國土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徵収に関すること。</p> <p>4 道路、河川、海岸、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること。</p> <p>5 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。</p> <p>6 屋外広告物の取締りに関すること。</p> <p>7 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。</p> <p>8 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関すること。</p> <p>9 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。</p> <p>10 里道、水路等國土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。</p> <p>11 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。</p> <p>12 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 14 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>13 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ（落札者決定基準に係るものに限る。）と。</p> <p>14 建設工事の受託施行に関すること。</p> <p>15 水防に関するこ。</p> <p>16 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関するこ。</p> <p>17 道路の巡視に関するこ。</p> <p>18 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関するこ。</p>

別表第 15 (第 151 条関係)

県南広域本部芦北地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	<p>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関するこ。</p> <p>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関するこ。</p> <p>3 地域振興局の広報及び広聴に関するこ。</p> <p>4 地域振興局の公印に関するこ。</p> <p>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関するこ。</p> <p>6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関するこ。</p> <p>7 地域振興局の文書に関するこ。</p> <p>8 地域振興局の職員の福利厚生に関するこ。</p> <p>9 地域振興局の財産に関するこ。</p> <p>10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関するこ。</p>

		<p>1 1 地域振興局内の調整に関すること。</p> <p>1 2 選挙及び直接請求に関すること。</p> <p>1 3 災害対策基本法の施行に関すること。</p> <p>1 4 消防（危険物に関することを除く。）及び消防団に関すること。</p> <p>1 5 火薬類に関すること。</p> <p>1 6 文化行政に係る施策の調整に関すること。</p> <p>1 7 商工業の振興に関すること。</p> <p>1 8 労働に係る関係機関との連携及び支援に関すること。</p> <p>1 9 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関すること。</p> <p>2 0 男女共同参画社会形成の促進に関すること。</p> <p>2 1 各地方支出機関の会計事務の指導に関すること。</p> <p>2 2 県税の収納に関すること。</p> <p>2 3 納税証明に関すること。</p>
保健福祉環境部	総務企画課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。</p> <p>3 災害救助に関すること。</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関すること。</p> <p>5 交通安全対策に関すること。</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関すること。</p> <p>7 消費生活に関すること。</p> <p>8 保健福祉環境部内の調整に関すること。</p>
	福祉課	<p>1 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものと除く。）に関すること。</p> <p>3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>4 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>5 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。</p> <p>6 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>7 認可外保育施設の調査等に関すること。</p> <p>8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。</p> <p>9 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものと除く。）。</p> <p>1 0 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。</p> <p>1 1 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>1 2 障害福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>1 3 その他社会福祉に関すること。</p>
	衛生環境課	衛生環境施策の推進に関すること。

	保健予防課	1 地域保健施策の推進に関すること。 2 食生活及び食育に関すること。
農林部	農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。</li> <li>(2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。</li> <li>(3) 肥料及び農用地土壤の適切な管理に関するこ と。</li> <li>(4) グリーン農業の推進に関すること。</li> <li>(5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係に限る。）に関すること。</li> <li>(6) 農地集積対策に関すること。</li> <li>(7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関するこ （営農類型及び農業経営改善計画に関するこ に 限る。）。</li> <li>(8) 担い手育成対策に関するこ（補助金交付事 務を除く。）。</li> <li>(9) 新規就農確保対策に関するこ（補助金交付事 務を除く。）。</li> <li>(10) 企業の農業参入促進に関するこ（補助金交 付事務を除く。）。</li> <li>(11) 経営体育成支援に関するこ（補助金交付事 務を除く。）。</li> <li>(12) 農村景観保全対策に関するこ（補助金交付事 務を除く。）。</li> <li>(13) 食育の推進に関するこ（補助金交付事務を 除く。）。</li> <li>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関するこ （補助金交付事務を除く。）。</li> </ul> <p>3 農業関係団体の指導に関するこ。</p> <p>4 農業金融に関するこ。</p> <p>5 農業改良助長法第 12 条第 2 項各号に掲げる事務 に関するこ。</p> <p>6 農林部内の調整に関するこ。</p>
	農地整備課	<p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関するこ と。</li> <li>(2) 換地に関するこ。</li> <li>(3) 関係機関等との協議に関するこ。</li> </ul> <p>2 土地改良区等の指導監督に関するこ。</p> <p>3 防災事業に関するこ。</p> <p>4 災害復旧事業に関するこ。</p> <p>5 農村の総合的な整備に関するこ。</p> <p>6 農地・水保全管理支払事業に関するこ。</p>
	林務課	<p>1 林業及び木材産業の振興に関するこ。</p> <p>2 林業技術についての普及及び指導に関するこ。</p> <p>3 造林及び間伐に関するこ。</p> <p>4 林道事業に関するこ。</p> <p>5 木材の需要拡大に関するこ。</p> <p>6 緑化の推進に関するこ。</p> <p>7 特用林産物及び樹芸綠化木に関するこ。</p> <p>8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関するこ と。</p>

		<p>9 林業金融に関すること。</p> <p>10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。</p> <p>11 災害復旧に関すること。</p> <p>12 森林の保全に関すること。</p> <p>13 治山事業に関すること。</p> <p>14 県有林に関すること。</p> <p>15 自然環境の保全に関すること。</p> <p>16 野生生物の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>17 自然公園に関すること。</p> <p>18 観光施設の整備に関すること。</p>
土木部	技術管理課	<p>1 建設業者の実態調査に関すること。</p> <p>2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。</p> <p>4 凈化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>5 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>6 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。</p> <p>7 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。</p> <p>8 建築士に関すること。</p> <p>9 建築に関すること。</p> <p>10 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>11 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。</p> <p>12 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>13 営繕に関すること。</p> <p>14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関すること。</p> <p>15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関すること。</p> <p>16 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。</p> <p>17 土木部内の連絡調整に関すること。</p>
	用地課	用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
	工務課	<p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事を除く。次号及び第4号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関する事（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関する事。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に関する事。</p> <p>6 水俣港埋立地の整備に関する事。</p>
	維持管理課	1 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関する事（港管理事務所

- の所管区域に係るものを除く。)。
- 2 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域区域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関する事務（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。
  - 3 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徴収に関する事務。
  - 4 道路、河川、海岸、港湾、砂防設備、道路沿道、河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関する事務（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。
  - 5 港湾施設の使用に関する事務（港管理事務所の所管港湾施設に係るものを除く。）。
  - 6 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関する事務。
  - 7 都市公園の管理に関する事務。
  - 8 屋外広告物の取締りに関する事務。
  - 9 車両制限令の規定による車両の通行に関する事務。
  - 10 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関する事務。
  - 11 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関する事務。
  - 12 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関する事務。
  - 13 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関する事務。
  - 14 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 16 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関する事務。
  - 15 建設工事の総合評価方式による入札に関する事務（落札者決定基準に係るものに限る。）。
  - 16 建設工事の受託施行に関する事務。
  - 17 水防に関する事務。
  - 18 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関する事務。
  - 19 道路の巡視に関する事務。
  - 20 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関する事務。

別表第 16（第 161 条関係）

## 県南広域本部球磨地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関する事務。</li> <li>2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関する事務。</li> <li>3 地域振興局の広報及び広聴に関する事務。</li> <li>4 地域振興局の公印に関する事務。</li> <li>5 地域振興局の職員の人事及び服務に関する事務。</li> <li>6 地域振興局、保健所、福祉事務所及び市房ダム管理所の経理に関する事務。</li> <li>7 地域振興局の文書に関する事務。</li> <li>8 地域振興局の職員の福利厚生に関する事務。</li> </ol>

		<p>9 地域振興局の財産に関すること。</p> <p>10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関するこ と。</p> <p>11 地域振興局内の調整に関すること。</p> <p>12 選挙及び直接請求に関すること。</p> <p>13 災害対策基本法の施行に関すること。</p> <p>14 消防（危険物に関するこ除く。）及び消防 団に関するこ と。</p> <p>15 火薬類に関するこ と。</p> <p>16 文化行政に係る施策の調整に関するこ と。</p> <p>17 商工業の振興に関するこ と。</p> <p>18 労働に係る関係機関との連携及び支援に関する こ と。</p> <p>19 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連 絡調整に関するこ と。</p> <p>20 男女共同参画社会形成の促進に関するこ と。</p> <p>21 各地方支出機関の会計事務の指導に関するこ と。</p> <p>22 県税の収納に関するこ と。</p> <p>23 納税証明に関するこ と。</p>
保健福祉環境部	総務福祉課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関するこ と。</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関するこ と。</p> <p>3 災害救助に関するこ と。</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への 参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及 び推進に関するこ と。</p> <p>5 交通安全対策に関するこ と。</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関するこ と。</p> <p>7 消費生活に関するこ と。</p> <p>8 地域福祉施策の推進及び調整に関するこ と。</p> <p>9 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知 的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連 絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除 く。）に関するこ と。</p> <p>10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に 関すること。</p> <p>11 行旅病人及び行旅死亡人に関するこ と。</p> <p>12 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設 （保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関する こ と。</p> <p>13 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社 会福祉法人の運営の指導等に関するこ と。</p> <p>14 認可外保育施設の調査等に関するこ と。</p> <p>15 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びに その償還に関するこ と。</p> <p>16 国民健康保険に関するこ（保健事業に係るも のを除く。）。</p> <p>17 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関する こ と。</p> <p>18 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに 配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関する こ と。</p> <p>19 障害福祉施策の推進及び調整に関するこ と。</p>

		20 その他社会福祉に関すること。 21 保健福祉環境部内の調整に関すること。
	衛生環境課	衛生環境施策の推進に関すること。
	保健予防課	1 地域保健施策の推進に関すること。 2 食生活及び食育に関すること。
農林部	農業普及・振興課	1 農林業に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 作物及び畜産の生産振興に関すること。 (2) 病害虫防除及び農薬安全使用に関すること。 (3) 肥料及び農用地土壤の適切な管理に関するこ と。 (4) グリーン農業の推進に関すること。 (5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成関係 に限る。）に関すること。 (6) 農地集積対策に関すること。 (7) 農業経営基盤強化促進法の施行に関するこ （當農類型及び農業経営改善計画に関するこ に 限る。）。 (8) 担い手育成対策に関するこ（補助金交付事 務を除く。）。 (9) 新規就農確保対策に関するこ（補助金交付 事務を除く。）。 (10) 企業の農業参入促進に関するこ（補助金交 付事務を除く。）。 (11) 経営体育成支援に関するこ（補助金交付事 務を除く。）。 (12) 農村景観保全対策に関するこ（補助金交付 事務を除く。）。 (13) 食育の推進に関するこ（補助金交付事務を 除く。）。 (14) 環境保全型農業直接支払対策に関するこ （補助金交付事務を除く。）。 3 農業関係団体の指導に関するこ。 4 農業金融に関するこ。 5 農業改良助長法第 12 条第 2 項各号に掲げる事務 に関するこ。 6 農林部内の調整に関するこ。
	農地整備課	1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関するこ と。 (2) 換地に関するこ。 (3) 関係機関等との協議に関するこ。 2 土地改良区等の指導監督に関するこ。 3 防災事業に関するこ。 4 災害復旧事業に関するこ。 5 農村の総合的な整備に関するこ。 6 農地・水保全管理支払事業に関するこ。 7 川辺川土地改良課に関するこ（川辺川土地改良 課の所掌に係る事務を除く。）。
	川辺川土地改 良課	1 川辺川地域における県営土地改良事業等の実施に に関するこ。 2 国営川辺川土地改良事業との総合調整に関するこ と。

	林務課	<p>1 林業及び木材産業の振興に関すること。</p> <p>2 林業技術についての普及及び指導に関すること。</p> <p>3 造林及び間伐に関すること。</p> <p>4 林道事業に関すること。</p> <p>5 木材の需要拡大に関すること。</p> <p>6 緑化の推進に関すること。</p> <p>7 特用林産物及び樹芸緑化木に関すること。</p> <p>8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関すること。</p> <p>9 林業金融に関すること。</p> <p>10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関すること。</p> <p>11 災害復旧に関すること（森林保全課の所掌に係る事務を除く。）。</p>
	森林保全課	<p>1 森林の保全に関すること。</p> <p>2 治山事業に関すること。</p> <p>3 県有林に関すること。</p> <p>4 自然環境の保全に関すること。</p> <p>5 野生生物の保護及び狩猟に関すること。</p> <p>6 自然公園に関すること。</p> <p>7 観光施設の整備に関すること。</p> <p>8 災害復旧に関すること（林務課の所掌に係る事務を除く。）。</p>
土木部	技術管理景観	<p>1 建設業者の実態調査に関すること。</p> <p>2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。</p> <p>4 凈化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>5 風致地区の取締りに関すること。</p> <p>6 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>7 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。</p> <p>8 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5) 及び(6) の審査及び指導に関すること。</p> <p>9 建築士に関すること。</p> <p>10 建築に関すること。</p> <p>11 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>12 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。</p> <p>13 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>14 営繕に関すること。</p> <p>15 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関すること。</p> <p>16 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関すること。</p> <p>17 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。</p> <p>18 土木部内の連絡調整に関すること。</p>
	用地課	用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
	工務課	<p>1 建設工事（建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事</p>

		<p>を除く。次号及び第 4 号において同じ。) の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ (落札者決定基準に係るものに限る。) 。</p> <p>3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関するこ。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関するこ。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に 関するこ。</p> <p>6 球磨川上流流域下水道の建設、維持管理及び関連 公共下水道の指導監督に関するこ。</p>
維持管理課		<p>1 道路敷及び河川敷の占使用に関するこ。</p> <p>2 河川敷の生産物 (土石等を含む。) の採取に関するこ。</p> <p>3 国土交通大臣の管理する河川の流水占用料等の徵 収に関するこ。</p> <p>4 道路、河川、砂防設備、道路沿道、河川保全区 域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に 関するこ。</p> <p>5 屋外広告物の取締りに関するこ。</p> <p>6 車両制限令の規定による車両の通行に関するこ と。</p> <p>7 道路法第 24 条及び河川法第 20 条の規定による 承認に関するこ。</p> <p>8 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に 関するこ。</p> <p>9 里道、水路等国土交通省所管法定外公用財産の 管理に関するこ。</p> <p>10 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に 関するこ。</p> <p>11 建設工事 (公共土木施設の維持補修、交通安全 施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限 る。次号及び第 13 号において同じ。) の計画調整、 調査、設計及び監督に関するこ。</p> <p>12 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ (落札者決定基準に係るものに限る。) 。</p> <p>13 建設工事の受託施行に関するこ。</p> <p>14 水防に関するこ。</p> <p>15 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制 限に関するこ。</p> <p>16 道路の巡視に関するこ。</p> <p>17 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示 図書の管理等に関するこ。</p>

別表第 17 (第 171 条関係)

## 天草広域本部本部組織

部	課	分掌事務
総務部	総務振興課	<p>1 広域本部の施策及び事業の全体調整に関するこ と。</p> <p>2 広報及び広聴に関するこ。</p> <p>3 公印に関するこ。</p> <p>4 職員の人事及び服務に関するこ。</p> <p>5 経理に関するこ。</p> <p>6 文書に関するこ。</p> <p>7 職員の福利厚生に関するこ。</p> <p>8 財産の管理に関するこ。</p>

		<p>9 広域本部内の連絡調整に関すること。</p> <p>10 地域振興又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。</p> <p>11 前各号に掲げるもののほか、本庁知事公室、総務部（本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務を除く。）、企画振興部及び商工観光労働部に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	税務課	<p>1 県税の徴収に関すること。</p> <p>2 県税の納税証明に関すること。</p> <p>3 県税（個人県民税の均等割・所得割、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、固定資産税、狩猟税及び産業廃棄物税に限る。）の賦課に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、本庁総務部市町村・税務局税務課の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
保健福祉環境部	総務企画課	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関すること。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、本庁健康福祉部及び環境生活部の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	福祉課	<p>1 地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>2 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>3 介護老人保健施設の指導監査に関すること。</p> <p>4 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。</p> <p>5 社会福祉協議会に関すること。</p> <p>6 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>7 特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>8 障害福祉施策の推進及び総合調整に関すること。</p>
農林水産部	農業普及・振興課	<p>1 農林業に関する施策の企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 農業の振興に関すること。</p> <p>3 農業委員会に関すること。</p> <p>4 農地法の施行に関すること。</p> <p>5 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関すること。</p> <p>6 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部団体支援課、経営局及び生産局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>
	農地整備課	<p>1 土地改良事業に関すること。</p> <p>2 農地海岸に関すること。</p> <p>3 国土調査法の規定による地籍調査に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部農村振興局の分掌事務に関する事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。</p>

林務課	1 林業及び木材産業の振興に係る企画及び総合調整に関すること。 2 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部森林局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。
水産課	1 水産業の振興に関すること。 2 水産業関係団体の指導に関すること。 3 水産物に関すること。 3 漁船及び遊漁船業に関すること。 4 養殖業に関すること。 5 漁場環境の保全に関すること。 6 水産技術の普及及び指導に関すること。 7 漁業調整及び漁業の許認可に関すること。 8 漁業環境の保全に関すること。 9 前各号に掲げるもののほか、本庁農林水産部水産局の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。
土木部	技術管理課 1 建設工事の技術指導及び管理に関すること。 2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものを除く。）。 3 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。 4 地域振興局土木部に属しない工事又は事業の技術に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、本庁土木部の分掌事務に係る事務であって、広域本部において処理することとされたものに関すること。

別表第 18 (第 179 条関係)

## 天草広域本部天草地域振興局

部	課	分掌事務
	総務振興課	1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。 2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。 3 地域振興局の広報及び広聴に関すること。 4 地域振興局の公印に関すること。 5 地域振興局の職員の人事及び服務に関すること。 6 地域振興局、保健所及び福祉事務所の経理に関すること。 7 地域振興局の文書に関すること。 8 地域振興局の職員の福利厚生に関すること。 9 地域振興局の財産に関すること。 10 地域振興局が入居する庁舎等の管理に関すること。 11 地域振興局内の調整に関すること。 12 選挙及び直接請求に関すること。 13 災害対策基本法の施行に関すること。 14 消防（危険物に関する것を除く。）及び消防団に関すること。 15 文化行政に係る施策の調整に関すること。 16 商工業の振興に関すること。 17 労働に係る関係機関との連携及び支援に関すること。 18 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関すること。

		19 男女共同参画社会形成の促進に関すること。 20 各地方支出機関の会計事務の指導に関するこ と。
保健福祉環境部	総務企画課	1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に關 すること。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に關するこ と。 3 災害救助に關すること。 4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への 参加の促進に關する条例の規定による施策の調整及 び推進に關すること。 5 交通安全対策に關すること。 6 青少年の保護及び育成に關すること。 7 消費生活に關すること。 8 保健福祉環境部内の調整に關すること。
	福祉課	1 地域福祉施策の推進及び調整に關すること。 2 市町村が実施する老人福祉、身体障害者福祉、知 的障害者福祉及び知的障害児福祉の措置等に係る連 絡調整等（福祉総合相談所の所掌に係るものを除 く。）に關すること。 3 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に關 すること。 4 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 5 児童福祉法第 46 条の規定による児童福祉施設 （保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に關す ること。 6 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会 福祉法人の運営の指導等に關すること。 7 認可外保育施設の調査等に關すること。 8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにそ の償還に關すること。 9 国民健康保険に關すること（保健事業に係るもの を除く。）。 10 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に關するこ と。 11 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに 配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に關 すること。 12 障害福祉施策の推進及び調整に關すること。 13 その他社会福祉に關すること。
	衛生環境課	衛生環境施策の推進に關すること。
農林部	保健予防課	1 地域保健施策の推進に關すること。 2 食生活及び食育に關すること。
	農業普及・振興 課	1 農林業に関する施策の企画及び調整に關するこ と。 2 農業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの (1) 作物及び畜産の生産振興に關すること。 (2) 病害虫防除及び農薬安全使用に關すること。 (3) 肥料及び農用地土壤の適切な管理に關するこ と。 (4) グリーン農業の推進に關すること。 (5) 耕作放棄地対策に係る補助金（気運醸成關係 に限る。）に關すること。 (6) 農地集積対策に關すること。 (7) 農業経営基盤強化促進法の施行に關すること （営農類型及び農業経営改善計画に關することに

		<p>限る。)。</p> <p>(8) 担い手育成対策に関する事務を除く。)。</p> <p>(9) 新規就農確保対策に関する事務を除く。)。</p> <p>(10) 企業の農業参入促進に関する事務を除く。)。</p> <p>(11) 経営体育成支援に関する事務を除く。)。</p> <p>(12) 農村景観保全対策に関する事務を除く。)。</p> <p>(13) 食育の推進に関する事務を除く。)。</p> <p>(14) 環境保全型農業直接支払対策に関する事務を除く。)。</p> <p>3 農業関係団体の指導に関する事務。</p> <p>4 農業金融に関する事務。</p> <p>5 農業改良助長法第 12 条第 2 項各号に掲げる事務に関する事務。</p> <p>6 農林部内の調整に関する事務。</p>
農地整備課		<p>1 土地改良事業に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事に係る設計、積算、施工管理に関する事務。</p> <p>(2) 換地に関する事務。</p> <p>(3) 関係機関等との協議に関する事務。</p> <p>2 土地改良区等の指導監督に関する事務。</p> <p>3 防災事業に関する事務。</p> <p>4 災害復旧事業に関する事務。</p> <p>5 農村の総合的な整備に関する事務。</p> <p>6 農地・水保全管理支払事業に関する事務。</p>
林務課		<p>1 林業及び木材産業の振興に関する事務。</p> <p>2 林業技術についての普及及び指導に関する事務。</p> <p>3 造林及び間伐に関する事務。</p> <p>4 林道事業に関する事務。</p> <p>5 木材の需要拡大に関する事務。</p> <p>6 緑化の推進に関する事務。</p> <p>7 特用林産物及び樹芸綠化木に関する事務。</p> <p>8 林業及び木材産業の関係団体の指導に関する事務。</p> <p>9 林業金融に関する事務。</p> <p>10 森林及び林業並びに木材産業の普及啓発に関する事務。</p> <p>11 災害復旧に関する事務。</p> <p>12 森林の保全に関する事務。</p> <p>13 治山事業に関する事務。</p> <p>14 県有林に関する事務。</p> <p>15 自然環境の保全に関する事務。</p> <p>16 野生生物の保護及び狩猟に関する事務。</p> <p>17 自然公園に関する事務。</p> <p>18 観光施設の整備に関する事務。</p>
漁港課		<p>1 漁港及び漁村の基盤整備に関する事務。</p> <p>2 漁港海岸の整備に関する事務。</p> <p>3 漁港に係る公有水面埋立てに関する事務。</p>
土木部	技術管理景観課	<p>1 建設業者の実態調査に関する事務。</p> <p>2 建設業法第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による事務。</p>

	<p>届出に関すること。</p> <p>3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定による届出に関すること。</p> <p>4 淨化槽法第 33 条第 3 項の規定による届出に関すること。</p> <p>5 開発行為等の規制に関すること。</p> <p>6 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。</p> <p>7 景観法及び熊本県景観条例の施行並びに熊本県屋外広告物条例施行規則別表第 6 の 1 共通基準(5)及び(6)の審査及び指導に関すること。</p> <p>8 建築士に関すること。</p> <p>9 建築に関すること。</p> <p>10 優良宅地及び住宅の認定に関すること。</p> <p>11 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関すること。</p> <p>12 公営住宅等の中間検査に関すること。</p> <p>13 営繕に関すること。</p> <p>14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築物に係る措置等に関すること。</p> <p>15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による分別解体等に関すること。</p> <p>16 熊本県地球温暖化の防止に関する条例の規定による建築物に係る地球温暖化対策に関すること。</p> <p>17 土木部内の連絡調整に関すること。</p>
用地課	用地の取得及び地上物件等の補償に関すること。
工務第一課	<p>1 建設工事（道路、街路及び都市公園に係る建設工事に限る。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 道路、街路及び都市公園に係る国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関すること。</p>
工務第二課	<p>1 建設工事（河川、港湾、砂防及び公共下水道に係る建設工事に限る。次号及び第 4 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関するこ</p> <p>と。</p> <p>2 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ（落札者決定基準に係るものに限る。）。</p> <p>3 河川、港湾及び砂防に係る国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関すること。</p> <p>4 建設工事の受託施行に関するこ。</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査等に</p> <p>関すること。</p> <p>6 亀川ダム及び上津浦ダムに関するこ。</p>
維持管理課	<p>1 道路敷、河川敷、海岸保全区域、一般公共海岸区域、港湾区域、港湾隣接地域（港湾施設を除く。）及び一般海域の占使用に関するこ（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。</p> <p>2 河川敷、海岸保全区域、港湾区域、港湾隣接地域区域及び一般公共海岸区域の生産物（土石等を含む。）の採取に関するこ（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。</p> <p>3 道路、河川、海岸、港湾、砂防設備、道路沿道、</p>

- 河川保全区域、河川予定地、砂防指定地等の取締り及び調査に関すること（港管理事務所の所管区域に係るものを除く。）。
- 4 港湾施設の使用に関すること（港管理事務所の所管港湾施設に係るものを除く。）。
- 5 港湾法第 38 条の 2 の規定による臨港地区内における行為の届出等に関すること。
- 6 屋外広告物の取締りに関すること。
- 7 車両制限令の規定による車両の通行に関すること。
- 8 道路法第 24 条、河川法第 20 条及び海岸法第 13 条の規定による承認に関すること。
- 9 国家賠償法第 2 条の規定による損害賠償責任に関すること。
- 10 里道、水路等国土交通省所管法定外公共用財産の管理に関すること。
- 11 道路、河川、水路敷等と民地との境界確定に関すること。
- 12 建設工事（公共土木施設の維持補修、交通安全施設の整備及び防災対策事業に係る建設工事に限る。次号及び第 14 号において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。
- 13 建設工事の総合評価方式による入札に関するこ（落札者決定基準に係るものに限る。）と。
- 14 建設工事の受託施行に関すること。
- 15 水防に関すること。
- 16 道路法第 46 条の規定による通行の禁止及び制限に関すること。
- 17 道路の巡視に関すること。
- 18 土砂災害警戒区域等の指定が完了した後の公示図書の管理等に関すること。